

岡山県における慣行レベル一覧（令和８年２月改正）

（「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」第４の２の（５）の規定による慣行レベル）

種 類		作 型 等		節減対象農薬 の延べ成分使用回数	化 学 肥 料 (窒素成分量 kg/10a)	備 考
作物	水稲	早生品種		1 8	9 (コシヒカリ 7)	
		中生・晩生品種 移植		1 8	1 0 (ヒノヒカリ 1 2)	
		中生・晩生品種 直播		2 0		
		酒造好適品種		1 8	6	
	麦類			8	1 2	
	大豆	大豆（黒大豆を除く）		1 2	2	
		黒大豆		1 2	3	
	小豆			7	4	
	そば			2	4	
	茶			1 2	6 4	
	飼料用米	食用品種		1 5	1 0	
		専用品種			1 8	
	WCS用イネ	食用品種		1 3	1 0	
		専用品種			1 8	
	いぐさ			1 4	5 1 . 5	
	ささげ			9	4	
	こんにゃく			1 1	1 5	
果樹	もも	早生		2 6	4	
		中生		2 8	4	
		晩生		3 2	4	
	ぶどう	ピオーネ、巨峰系 4 倍体品種、2 倍体米国系品種（無核栽培）及び 3 倍体品種	加温	2 3	1 1	該当品種：ピオーネ、オーロラブラック、クイーンニーナ、マスカット・ベリーA、ナガノパープル、デラウェア等
			無加温	2 4	9	
			簡易被覆	2 7	5	
		シャインマスカット及び 2 倍体欧州系品種（無核栽培）	加温	2 4	1 1	該当品種：シャインマスカット、瀬戸ジャイアンツ、紫苑、ロザリオ・ビアンコ、マスカットジパング等
			無加温	2 5	7	
			簡易被覆	2 9	6	

種 類		作 型 等		節減対象農薬 の延べ成分使 用回数	化 学 肥 料 (窒素成分量 kg/10a)	備 考
果 樹	ぶどう	マスカット・オブ・アレキサン ドリア及び有核栽 培品種	加温	1 6	5	該当品種：マスカット・オブ・ アレキサンドリア、グロー・ コールマン、ネオ・マ スカット、キャンベル ・アーリー等
			無加温	2 2	3	
	みかん	温州		1 3	9	
	なし			3 8	1 1	
	キウイフルーツ			1 0	2 0	
	いちじく			1 9	1 2	
	うめ			1 7	1 5	
	かき			1 5	1 2	
	ブルーベリー			7	7	
	くり			8	2 0	
	レモン	露地		1 4	3 7	
野 菜	なす	施設		6 0	6 0	播種～収穫終了：13か月 収穫期間中の農薬使用回数 10か月 49回
		夏秋		2 3	5 5	播種～収穫終了：8か月 収穫期間中の農薬使用回数 5か月 16回
	トマト	夏秋		2 6	3 5	播種～収穫終了：8か月 収穫期間中の農薬使用回数 4か月 17回
	ほうれんそう	春まき(3月～5月)		9 (7)	2 0	
		夏まき(6月～8月)		7 (5)	2 0	
		秋まき(9月～11月)		9 (7)	2 0	
		冬まき(12月～2月)		9 (7)	2 0	
	ねぎ	青ねぎ		1 0	2 5	
		小ねぎ		8	2 5	
		白ねぎ		2 4	3 2	
	かぶ	小・中かぶ		5	1 2	
		大かぶ		1 0	1 8	
	しゅんぎく	移植 つみとり		7	2 8	
		直播 めきとり		4	1 5	

種 類		作 型 等	節減対象農薬 の延べ成分使 用回数	化 学 肥 料 (窒素成分量 kg/10a)	備 考
野 					

[illegible]

種 類		作 型 等		節減対象農薬 の延べ成分使 用回数	化 学 肥 料 (窒素分量 kg/10a)	備 考
野 菜	すいか	露地		1 8	2 2	
		トンネル		1 6	2 2	
	セルリー			2 0	6 0	
	いんげん			9	2 5	
	えんどう			1 6	1 5	
	そらまめ			1 3	1 1	
	えだまめ	大豆（黒大豆を除く）		9	1 0	
		黒大豆		1 2	1 0	
	しろうり			1 3	3 0	
	なばな			1 0	3 5	
	メロン	トンネル		1 6	9	
		施設	ハウス半促成・早熟・ 抑制及び温室春・夏・ 秋作	2 2	8	
			ハウス促成・温室冬作	2 2	8	
	リーフレタス	秋冬まき		8	2 2	
		春まき		6	2 2	
	れんこん			6	5 4	
	クレソン			3	1 6 . 8	
花 き	きく			2 5	2 0	
	カーネーション			3 9	1 0 0	
飼 料 作 物	イタリアンライグラス			2	2 1	
	ソルゴー (スーダングラス)			3	1 3	
	チモシー			更新年 2 連作年 0	更新年 2 8 連作年 1 7	
	飼料用ヒエ (ミレット)			1	1 1	
	飼料用とうもろこし			6	1 9	
		二期作栽培		1 6	2 2	

注 ①節減対象農薬の使用回数、化学肥料の使用量については、前作物の収穫終了後から当該農産物の収穫終了時までの期間（栽培期間中）において使用したものが対象になります。

②節減対象農薬の使用回数は、殺虫剤、殺菌剤、除草剤、植物成長調整剤の有効成分の延べ使用回数です。
 () 内使用回数は、化学合成農薬不使用の種子の入手が困難な場合の種苗メーカー種子消毒を除いた回

数です。

- ③「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」においては、化学合成であっても、硫黄くん煙剤、硫黄粉剤、硫黄・銅水和剤、還元澱粉糖化物液剤、食酢、水和硫黄剤、生石灰、性フェロモン剤、石灰硫黄合剤、炭酸水素カリウム水溶剤、炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹、炭酸水素ナトリウム・銅水和剤、天敵等生物農薬・銅水和剤、銅水和剤、銅粉剤、二酸化炭素くん蒸剤、メタアルデヒド粒剤、硫酸銅、磷酸第二鉄粒剤並びにワックス水和剤は使用回数に含めません。また、展着剤は補助剤として扱われるため使用回数には含めません。
- ④特定農薬（特定防除資材）は使用回数に含めません。
- ⑤開花時期等に合わせて使用される植物成長調整剤は、同一の花や果実に1回だけ使用した場合は使用回数1回とします。
- ⑥収穫期間の長い果菜類では、備考欄に栽培期間、収穫期間と収穫期間中の農薬の使用回数を示しました。
- ⑦栽培期間中に慣行レベルの変更があった場合には、旧慣行レベルを適用することができるものとします。